

香取広域市町村圏事務組合し尿処理施設管理運営 基金条例

平成20年10月3日

条例第8号

廃止 平成24年3月30日条例第10号

(設置)

第1条 香取広域市町村圏事務組合牧野し尿処理場（以下「し尿処理施設」という。）の管理運営費の財源を積み立てるため、香取広域市町村圏事務組合し尿処理施設管理運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる金額は、香取広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出予算（以下「歳入歳出予算」という。）に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、し尿処理施設の管理運営に要する経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

第6条 この条例に定めるものほか、基金の管理について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。